

総合知学会会則

第1条 本会は、総合知学会(The Society for Multi-Disciplinary Knowledge)と称する。

第2条 本会は、知の根本問題の探求と、各種知の総合、すなわち その再創造・再組織化に関する研究を進めることを目的とする。

第3条 本会は、この目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 定例会の開催。
2. 論文の審査
3. 学会誌の発行
4. 年会の開催
5. その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者とし、A会員(インターネット会員)及びB会員で構成される。B会員の入会には、会の承認を必要とする。A会員については、別に定める。

- 2 本会の事務局は、会長、幹事、および会計幹事により構成される。
- 3 本会の事務局は、会長、あるいは会幹事もしくは会計幹事の住所とする。

第5条 本会に会長(本会を代表し、会務を統括する)一名と、幹事一名ないし二名、会計幹事一名、および監査役一名をおく。幹事は監査役を兼務することができる。会長は、幹事、会計幹事、および監査役を任命する。任期はそれぞれ二年とする。本会に顧問をおくことができる。会の承認がある場合は、再任を妨げない。

第6条 B会員の会費は、年額3千円とする。

第7条 本会則は、会の承認により変更することができる。会の承認は、意見表明者(メールでの賛否、投票、挙手等)の過半数をもって有効とする。

第8条 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

総合知学会A会員(インターネット会員)規約

第1条 A会員(インターネット会員)への応募は、本会ホームページのA会員応募票をダウンロードし、必要事項を記入して、会本部に送付する。会員は簡単な審査により、承認される。会員名簿は、会本部から個別会員にインターネット・メールを通じて送られる。

第2条 A会員はホームページの論文投稿票をダウンロードして、必要事項を記入し、規定の形式に則った論文を作成し、投稿できる。これは本部会員の推薦で論文受理され、査読された論文は本会で発表、議論される。当該論文は当会の論文・年報誌に原著論文として掲載する。

第3条 A会員の会費は、2000年度は年額1千円とする。ただし会誌費用は別途徴収する。

第4条 A会員がB会員として入会した際は、当該年度の会費として、A会員会費との差額のみを徴収する。

附則

本会の役員は、次の会員とし、平成24年4月1日から、2年間とし、本会の事務局の住所は、会計幹事の住所におく。

会長	小松昭英	住所:神奈川県横浜市港南区港南台 8-30-3
幹事(兼監査役)	森田 富士夫	住所:茨城県土浦市真鍋6-7-10
会計幹事	杉山 光裕	住所:東京都立川市羽衣町2-2-24

この会の規約および附則は、平成20年10月1日から適用する。

1999年(平成11年)11月 23 日制定
2000年(平成12年)4月 1 日改正
2000年(平成12年)7月 15 日改正
2008年(平成20年)9月 25 日改定
2008年(平成20年)9月 25 日改定
2014年(平成26年)4月 12 日改定

附記) 会長選出履歴を下に記す。

記:杉山光裕

1. 平成22年2月19日の会合(三浦海岸における宿泊会合)において、次の者が会長として選出された。

芝尾 紘一 東京都新宿区新小川町 3-30-606

2. 平成24年4月14日の会合で、メールによる投票を含む会長選により、次の者が会長として選出された。

小松 昭英 神奈川県横浜市港南区港南台 8-30-3

3. 平成26年4月12日の会合での会長選により、次の者が会長として選出された。

小松 昭英 神奈川県横浜市港南区港南台 8-30-3